

令和2年度 第1回 北海道私立学校審議会 諮問事項 説明要旨

〔中学校に係る諮問事項〕

中 学 校 関 係	
・ 収容定員（定員減）に係る学則変更認可	1 件

● 諮問第2129号（1）

函館ラ・サール中学校（定員減）

- ・ 学校法人函館ラ・サール学園が函館市に設置する「函館ラ・サール中学校」の収容定員（定員減）に係る学則変更認可申請。
- ・ 本諮問事項は、「函館ラ・サール中学校」の収容定員について、少子化による入学者数の減少により、生徒の確保が困難となったことから、収容定員の減に係る認可申請をするもの。
- ・ 変更内容については、収容定員を1学年105人から25人減じ、80人とし、3学年合計では、315人から240人に減ずるもの。
- ・ 設置基準上の支障は特になし。
- ・ 変更の時期は令和3年（2021年）4月1日を予定。

〔高等学校に係る諮問事項〕

高 等 学 校 関 係	
・ 収容定員（定員減）に係る学則変更認可	2件
・ 広域通信制の課程に係る学則変更認可	3件

○ 収容定員（定員減）に係る学則変更認可

● 諮問第2129号（2）

函館大学付属有斗高等学校（定員減）

- ・ 学校法人野又学園が函館市に設置する「函館大学付属有斗高等学校」の収容定員（定員減）に係る学則変更認可申請。
- ・ 本諮問事項は、「函館大学付属有斗高等学校」の収容定員について、中卒者の減少による入学志願者数の減少が見込まれ、生徒の確保が困難となったことから、収容定員の減に係る認可申請をするもの。
- ・ 変更内容については、収容定員を1学年230人から10人減じ、220人とし、3学年合計では、690人から660人に減するもの。
- ・ 設置基準上の支障は特になし。
- ・ 変更の時期は令和3年（2021年）4月1日を予定。

● 諮問第2129号（3）

函館ラ・サール高等学校（定員減）

- ・ 学校法人函館ラ・サール学園が函館市に設置する「函館ラ・サール高等学校」の収容定員（定員減）に係る学則変更認可申請。
- ・ 本諮問事項は、「函館ラ・サール高等学校」の収容定員について、中卒者の減少による入学志願者数の減少が見込まれ、生徒の確保が困難となったことから、収容定員の減に係る認可申請をするもの。
- ・ 変更内容については、収容定員を1学年200人から40人減じ、160人とし、3学年合計では、600人から480人に減するもの。
- ・ 設置基準上の支障は特になし。
- ・ 変更の時期は令和3年（2021年）4月1日を予定。

○ **広域通信制の課程に係る学則変更認可**（諮問番号2129（4）～（6））

【高等学校の広域通信制課程について】（別紙1 参照）

＜高等学校の広域通信制課程に係る認可事項＞

学校教育法第4条1項及び学校教育法施行令第23条11項により、高等学校の広域通信制課程に係る学則の変更については、認可事項となっている。

＜通信制課程における学習＞

教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導（スクーリング）への参加、及び学力試験により、所定の単位が認定され、卒業を認められる。

＜通信教育課程における教育の実施基準＞

文部科学省令「高等学校通信制教育規定」3条及び11条により、面接指導等の教育は、本校以外にも、「協力校」（他の高等学校）や「他の学校等」（大学、短大、専修学校及び指定技能教育施設）の施設を利用し、実施校の教員が面接指導、試験を実施することが認められている。

※指定技能教育施設とは、都道府県の教育委員会が指定する教育施設のこと。

学校教育法第55条の規定により、高校の定時制や通信制課程に在学する生徒は、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

● **諮問第2129号（4）**

星槎国際高等学校

- ・ 学校法人国際学園が設置する「星槎国際高等学校」の学則変更認可申請。
- ・ 本諮問事項は、生徒の利便性向上、生徒の多様な選択の幅を広げ、きめ細かな指導を行うため、「面接指導等実施施設の追加」及び「教育課程表の改訂」を行うもの。

＜面接指導等実施施設の追加＞

- ・ 各教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、面接指導等の会場として、施設を2ヶ所追加するもの。

① 「北広島学習センター」について

星槎国際大学（設置者は星槎国際高等学校と同じ）内に学習センターを設置するもの。大学は、文部科学大臣が認可した施設であり、設置基準上の支障は特になし。

② 「那覇学習センター」について

高等学校教育を実施するのに適切な施設であるか、事務局職員が現地調査を実施。施設・設備の整備状況並びに周辺環境について、面接指導等実施施設として基準を満たし、適切と判断。

＜教育課程表の改訂＞

- ・ 教育課程表の改訂について、多様なニーズに応じた教育内容の充実を図り、生徒の選択の幅を広げるため、学校設定科目（研究群）を追加するもの。（*別紙2 参照）
- ・ 学校設定科目の追加については、特に支障なし。

● 諮問第2129号(5)

クラーク記念国際高等学校

- ・ 学校法人創志学園が設置する「クラーク記念国際高等学校」の学則変更認可申請。
- ・ 本諮問事項は、生徒の選択の幅を広げ、より多くのニーズに応えるため通信教育を行う「区域の変更」及び「面接指導等実施施設の追加・削除・変更」を行うもの。

＜通信制教育を行う区域の変更＞

- ・ より多くの教育的ニーズに応えるため、新たに、新潟県、山梨県及び高知県の3県を教育区域としようとするもの。
- ・ 道の審査基準では、「他の都府県を教育区域に加えようとする場合にあっては、当該都府県及び都府県教育委員会の意見を聴き、これを尊重するものであること」と規定しており、当該3県に対し事前に意見照会を行ったところ、各県から「やむを得ない」と回答。
- ・ なお、本案件（教育区域の変更）については、学校教育法第54条第3項の規定により、あらかじめ文部科学大臣に届け出ることとなっている。

＜協力校の追加等＞

【追加】

- ・ 学校法人創志学園のグループ校である「成女学園中学校・高等学校」を協力校として追加するもの。
- ・ 高等学校通信教育規定第3条により、本校以外にも、協力校という位置づけで他の高等学校の校舎等を利用し、実施校の教員が面接指導、試験を実施することが認められている。

【削除】

- ・ 「高松中央高等学校」から、広域通信制課程を併設したことにより、協力校としての実態がなくなったため、連携解除の申し入れがあり、学則から削除しようとするもの。

＜面接指導等実施施設の住所変更等＞

【施設の住所変更】

- ・ 「宮崎情報ビジネス医療専門学校」の移転により、住所を変更しようとするもの。

【施設の削除】

- ・ 「静岡アルス美容専門学校」より、高等課程を廃止（募集停止）し、現在、在籍する生徒がいないことから、連携解除の申し入れがあり、学則から削除しようとするもの。

【施設種別の変更】

- ・ 「秋田クラーク高等学院」が、専修学校高等課程設置により、指定技能教育施設から専修学校へ変更することから、施設区分の変更をしようとするもの。

● 諮問第2129号(6)

酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校

- 学校法人酪農学園が設置する「酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校」の学則変更認可申請。
- 本諮問事項は、通信制課程における授業料等の見直し及び教育課程表の表記の見直しを行うもの。

<授業料等の変更>

- 保護者の学費負担の軽減を図るため、通信制課程普通科通信コースの「授業料」及び「教育充実費」を一本化し、授業料A・B科目を設定、及び通信制課程農食環境科学科通信コースの「教育実習費」の減額を行うもの。

【通信制課程普通科通信コース】

「教育充実費 150,000円」→ 廃止
「授業料 12,000円(1単位)」→ A科目(基本科目) 12,000円
B科目(実習・体験学習科目) 20,000円

の、2本立ての単価に変更。

【通信制課程農食環境科学科通信コース】

「教育充実費」 150,000円 → 50,000円

<教育課程表の見直し>

- 通信制課程普通科及び通信制課程農食環境科学科の教育課程表から「必修科目」及び「自由選択科目」の項目を削除、及び授業料等の見直しに係る文言を追加するもの。
- 教育課程表の「必修科目」には、文部科学省が定める「必履修」と学校が定める「必習得」が混同しているため、誤解を与えないよう、表記を削除。
- 「通信制課程普通科」における教育課程表について、授業料が2本立てとなったことから、教育課程表下段に、「※アグリトライⅠ～Ⅲ及び食品加工Ⅰ～ⅢはB科目(実習・体験学習科目)とし、それ以外の科目はA科目(基本科目)とする。」を追加。(※別紙3 参照)

○ 諮問第2129号(4)～(6)の変更時期は、令和3年(2021年)4月1日を予定。

〔幼稚園に係る諮問事項〕

幼 稚 園 関 係	
設置者変更認可	1件
定員増認可	1件
定員減認可	15件
廃止認可	2件
法人解散認可	2件

● 諮問第2129号(7)

1 (設置者変更認可)

- 学校法人北海道キリスト教学園が釧路市に設置する「湖畔幼稚園」の設置者変更認可申請。
- 本諮問事項は、幼稚園経営の長期的安定・発展を図るため、設置者を学校法人釧路キリスト教学園に変更する旨、両学校法人において決定されたことから、認可申請があったもの。
- 審査基準上の支障はなく、教職員については、引き続き当該幼稚園に雇用され、雇用条件についても大きな変更がないことを確認済み。
- なお、北海道キリスト教学園は、他にも幼稚園を設置していることから、今後とも法人は存続。

● 諮問第2129号(8)

2 (定員増認可)

- 学校法人西野学園が札幌市に設置する「西野桜幼稚園」の定員増認可申請。
- 園舎の増改築に伴う定員増の場合、幼稚園は定員を変更する2年前までに私学審議会による変更計画の了承を得、その後、園舎の増改築を進め、増改築の完了後、認可申請を行うこととなっている。
- 本諮問事項は、平成30年11月開催の私学審議会において、定員240名を340名に変更する計画書が了承された件について、本年、園舎の改築工事が完了したことから、認可申請があったもの。
- 書面審査及び現地調査(11月13日、学事課職員により実施)の結果、当該幼稚園は、これまで適正な幼稚園運営を行っており、教職員数及び施設・設備等について審査基準を満たしている。
- 変更の時期は令和3年4月1日を予定。

● 諮問第2129号(9)～(23)

3 (定員減認可)

- 学校法人枝幸幼稚園が枝幸町に設置する「枝幸幼稚園」他14件の定員減認可申請。
- 本諮問事項は、恒常的に実員が定員を一定程度下回っている幼稚園を設置する学校法人に対し、適正定員の検討を依頼したところ、収容定員の減に係る認可申請があったもの。
- 今回、申請のあった幼稚園は、これまで適正な幼稚園運営を行っており、教職員数及び施設・設備について設置基準を満たしていることや、過去の実園児数の状況から、変更内容は妥当なもの。
- 変更の時期は令和3年4月1日を予定。

● 諮問第2129号(24)～(25)

4 (廃止認可)

- 学校法人旭川大谷学園が旭川市に設置する「大谷ひかり幼稚園」及び学校法人塩谷大谷学園が小樽市に設置する「塩谷大谷幼稚園」の廃止認可申請。
- 両幼稚園とも園児数の減少により、今後の健全な幼稚園運営が困難となったため、廃止認可の申請があったもの。
- 大谷ひかり幼稚園については、令和2年3月に全園児が卒園し、令和2年度から休園。教職員については、全員退職済みである。
- 塩谷大谷幼稚園については、平成18年3月に全園児が卒園し、平成18年度から休園。教職員については、全員退職済みである。
- なお、両幼稚園の指導要録等は、学校教育法施行令に基づき道において保管。
- 廃止の時期は、令和2年12月31日を予定。

● 諮問第2129号(26)～(27)

5 (法人解散認可)

- 大谷ひかり幼稚園を設置する「学校法人旭川大谷学園」及び塩谷大谷幼稚園を設置する「学校法人塩谷大谷学園」の法人解散認可申請。
- 両学校法人とも設置する幼稚園の廃止に伴い、設置する学校がなくなり、私立学校法上「法人の目的たる事業の成功の不能」に該当することから、解散認可申請があったもの。
- 解散に伴い残余財産が発生した場合は、寄附行為に基づき処分する予定。
- 解散の時期は、令和2年12月31日を予定。

〔専修・各種学校に係る諮問事項〕

専修学校関係		各種学校関係	
設置計画	1件	設置認可	1件
設置認可	1件		

【専修学校・各種学校設置に係る認可について】

- 北海道では、新たに学校を設置する場合には、校舎の建設等を伴うため、設置認可申請に先立ち、計画の段階から審査する二段階審査を行っている。設置者は、設置計画が了承された後、校舎の整備等を行い認可申請し、道において設置基準の適合状況を確認した後、設置認可する。

【専修学校の「課程」について】

- 専修学校の課程には、高等課程、専門課程、一般課程の3種類があり、入学資格、教育内容及び教員資格等が異なる。
- 高等課程は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等に入学資格があり、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて目的の教育を行う。
- 一方、専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等に入学資格があり、高等学校における教育の基礎の上に目的の教育を行う。
- 一般課程は、特定の学校教育を基礎とせず、入学資格の制限はない。

● 諮問第2129号(28)

（仮称）専修学校クラーク高等学院札幌大通校（専修学校（高等課程）の設置計画）

- 学校法人創志学園の「（仮称）専修学校クラーク高等学院札幌大通校」（令和4年(2022年)4月開校）設置計画。
- 高等学校修学適齢期の者を対象に、基礎的な知識と情報処理能力、国際社会で活躍できる英語能力の習得のための教育等を行い、職業若しくは实际生活に必要な能力及び教養の向上を図るため、文化・教養分野高等課程を設置するもの。
- 設置する学科は「国際総合学科」であり、必須科目である一般教養のほか、それぞれの目的に応じ、英語、体育、情報、商業等の選択科目を履修させ、卒業後には、進学のほか、グローバル社会で活躍できる人材や、プログラミング、スポーツに関わる職業等実社会で活躍できる人材の育成を目指す。
- 設置時期は、令和4年(2022年)4月1日、修業年限3年、収容定員270人とし、校舎は、同法人が札幌市内に設置する指定技能教育施設「クラーク高等学院札幌校大通キャンパス」を転用予定。
- 書面審査の結果、教員数及び校舎面積等の設置基準を満たしていることを確認済み。
- 本計画が了承された場合、令和3年度(2021年度)に設置認可申請を行うこととなる。

※専修学校クラーク高等学院は、すでに、天王寺校、大阪梅田校、名古屋校が設置
（いずれも高等課程）

● 諮問第2129号 (29)

(仮称) 札幌看護医療専門学校(専修学校(専門課程))の設置認可

- 学校法人滋慶学園の「(仮称) 札幌看護医療専門学校」設置認可申請。
- 本案件は、令和元年度第1回私学審議会において計画が了承されており、本年、校舎の新築工事が完了したことから、改めて設置認可申請をするもの。
- 同法人が、恵庭市に設置している「北海道ハイテクノロジー専門学校」の医療分野専門課程4学科(看護学科、視能訓練士学科、歯科衛生士学科、臨床工学技士学科)を札幌市に移設し、新たに専修学校を設置するもの。
- 設置時期は、令和3年(2021年)4月1日、修業年限3年、収容定員600人とし、校舎はすでに完成済み。
- 北海道ハイテクノロジー専門学校の当該4学科の1・2年生及び教員は、新設校へ編入(転籍)予定であり、学生及び教員には周知済み。
- 書面審査及び現地調査(11月6日、私学審議会・布川委員、学事課職員により実施)の結果、授業時数、教職員数、校地及び校舎面積等設置基準を全て満たしている。
- 設置する4学科は、資格の取得又は受験資格の取得ができる養成施設としての指定を関係部局に申請中のため、当該指定を確認した後、設置認可を行う。

● 諮問第2129号 (30)

(仮称) 岩谷学園ひがし北海道日本語学校(各種学校の設置認可)

- 学校法人岩谷学園の「(仮称) 岩谷学園ひがし北海道日本語学校」設置認可申請。
- 本案件は、令和元年度第2回私学審議会において計画が了承されており、本年、校舎の改修工事が完了したことから、改めて設置認可申請をするもの。
- 中標津町の遊休施設(旧町立小学校)を活用し、進学や生活に必要な日本語能力を育成するために新たに各種学校を設置予定。
- 設置時期は、令和3年(2021年)4月1日、修業年限2年、収容定員100人とし、各種学校として必要な校舎の改修はすでに実施済み。
- タイ、バングラデシュ、スリランカ等からの留学生を予定しており、同法人では、中標津町や商工会と連携し、留学生の居住施設やアルバイト先の斡旋等生活サポート体制についても整備を進めている。
- 書面審査及び現地調査(10月30日、学事課職員により実施)の結果、授業時数、教職員数、校舎面積等設置基準を全て満たしている。
- 日本語学校として開校するためには、法務省の「日本語教育機関」としての告示が必要となるが、すでに告示基準に不適合点はない旨の通知を法務省から受けていることから、本件が了承された後、設置認可を行う。